

4 予算第 3 0 2 1 9 0 号
令和 4 年 1 1 月 2 4 日

各部（局）長
教 育 長 殿
警 察 本 部 長

政 策 部 長

令和 5 年度予算の編成について

令和 5 年度当初予算は、下記により編成しますので、香川県予算規則（昭和 3 9 年規則第 3 6 号）第 4 条の規定に基づき通知します。

記

I 財政運営と予算編成の基本方針

1. 財政の状況認識

本県においては、持続可能な財政構造への転換を図るため、これまで累次にわたる財政運営の指針に沿って、毎年度生じる財源不足に的確に対応した財政健全化の取組みを行い、収支均衡を図ることはもとより、県債残高の減少や財源対策用基金の取崩しの抑制を図るなど、計画的な財政運営に努めてきたところである。そのような中で、昨年 1 1 月に策定した「新たな財政運営指針」において、令和 4 年度から 7 年度までの 4 年間の財政需要と財源の見通しを推計したところ、何も対策を講じなければ、総額 8 7 4 億円、年平均 2 1 8 億円の財源不足が見込まれる結果となり、令和 4 年度当初予算は 1 0 0 億円を超える財源対策用基金の取崩しなど、各種の財源対策を講じ編成したところである。

現在、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策や原油・物価高騰対策をはじめ、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の累増や老朽化した施設の修繕・更新などへの対応、防災・減災対策、人口減少対策や地域活性化の取組みといった、県政の諸課題が山積しており、また、金利上昇による公債費の増加懸念などの要素もあり歳出増が見込まれる中、実質的な一般財源総額は、特殊な要因を除きここ数年、約 2, 6 0 0 億円前後で推移しており、本県財政の先行きは予断を許さない状況にある。

2. 財政運営の基本方針

先に記した財政の状況認識の下、財政健全化の取組みを進め、財政規律の確保に留意し、計画的で持続可能な財政運営を行うことと、山積する諸課題に着実に対応しつつ、香川の将来を見通し、その発展を実現していくために各種施策の積極的な推進の両立が求められている。

このため、財政の持続可能性を確保するとともに、香川の発展を目指す新たな取組みなどにより、県内経済の着実な進展を図り、県民生活の豊かさをもたらし、それが税収増につながる、経済と財政の好循環を生み出し、香川の未来を次の世代につなげていく財政運営を基本とする。

こうした考え方の下、昨年11月に財政運営の基本方針として示した「新たな財政運営指針」については、今後、これまでの財政状況や財政健全化の取組みの内容の確認、既存の施策や事業の総点検を行ったうえで、新たな視点やより重点化が必要な課題への対応を含めた施策の再構築を行うため、令和5年度当初予算編成後に見直しを考えている。

一方で、財政の持続可能性を確保するため、令和5年度当初予算は、引き続き財源不足解消のための具体的対策や財政健全化に向けた取組みに沿って、必要な財源を確保して編成を行う。

3. 令和5年度当初予算編成の基本方針

(1) 基本的考え方

- ①喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策に万全を期す。
- ②本県の持つ潜在力をさらに高め、最大限に活かす取組みを推進し、県民生活と郷土の発展に取り組み、県民全てが生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる地域社会を実現する「人生100年時代のフロンティア県」を目指し、以下の3つの柱を中心として施策を再構築し、重点的に取り組む。

I 「県民100万人計画」

子育て環境や教育環境、医療・介護・福祉サービス、防災・減災や防犯、交通事故対策などの充実により、安全・安心で住みたくなる香川を目指す取組み

II 「デジタル田園都市100計画」

デジタル技術も活用しながら、起業の促進や成長産業の育成、企業誘致、農林水産業の振興、港湾・空港機能の強化や広域道路ネットワークの整備などにより、経済発展に向けた活力に満ち挑戦できる香川を目指す取組み

Ⅲ 「にぎわい100計画」

観光や文化・芸術・スポーツの振興、美しく快適な都市空間の整備などにより、多くの人が行き交い、訪れたいくなる香川を目指す取組み

③施策の再構築に当たっては、これまでの財政状況や財政健全化の取組みの内容、既存の施策や事業を総点検し、新たな視点や、より重点化が必要な課題への対応を検討し、今後の財政見通しを的確に把握したうえで、持続可能性を確保する取組みを行う。

Ⅱ 予算編成の全般的事項

令和5年度予算編成は、以下の視点に留意し、歳入・歳出全般について、施策や事業の検証、点検のうえ、抜本的な見直しを徹底し、予算要求を行うこと。

なお、事業の見直しに当たって、組織の改正、職員配置の変更等を伴う場合は、事前に人事・行革課と十分な協議の上、要求すること。

1. 歳入の確保の徹底

県税や地方交付税の確保はもとより、外部資金の活用、県有未利用地等の売却、広告事業の活用、県税滞納金や税外未収金の回収など、あらゆる歳入確保策を講じることに加え、クラウドファンディングなど新たな資金調達手段の活用を検討すること。

また、産業の活性化などの施策に積極的に取り組むことにより、税源涵養に努めること。

さらに、「ふるさと納税（ガンバレさぬき応援寄付）」制度及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による県外居住者・県外に本社が所在する企業からの寄附の受入れに取り組むこと。

併せて、地方創生関係の交付金については、新たな発想や創意工夫のもと、交付金の趣旨に沿った事業への活用を鋭意検討し、各種基金については、計画的かつ効果的に最大限有効活用するよう努めること。

2. 事業の廃止・見直しの徹底と施策の再構築

【基本方針】

施策の再構築にあたり施策有効性の観点等からの事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの強化については、全庁的な課題として強力に進める。

各部局においても、事業の廃止・見直しの徹底、行政評価結果の反映、施策

の再構築検討の視点を持ち、必要性（ニーズに変化はないか）や有効性（検証した事業効果は顕著に出ているか）、効率性（より少ない経費で最大の効果を上げられているか、など）の観点から、積極的な見直しを行う必要があり、予算課長調整及び政策部長調整では、その点に重点を置いた調整を行う。

(1) 事業の廃止・見直しの徹底

新規重点事業に必要な財源を、政策目的を共にする既存事業等のスクラップ・アンド・ビルドの徹底により確保するなど、その財源は既存事業の廃止・縮小等により捻出する。また、新規重点事業の実施に必要な人員についても、働き方改革が求められている中であって、既存事業等のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することにより業務量の縮減を図ることを基本とし、職員の負担が増加しないよう十分な検討を行うこと。

既存事業についても同様に、事業の目的や効果、市町や関係団体等との役割分担を勘案し、廃止や縮減等ができないか、十分な検討を行うこと。

さらに、事業数、事業量の管理にも努めること。

(2) 行政評価結果の確実な反映

総合計画における施策ごとの指標に掲げる目標値に対する進捗状況や、施策に対する各事業の優先度の相対評価の結果を踏まえた改善の検討を確実にを行い、事業の廃止・見直しに取り組むこと。特に、相対評価として◎評価とした事業については、必ず廃止、見直しを行うこと。

事業の見直しに当たっては、少なくとも次の点について分析を行うこと。

- ・ 必要性（事業に任意性はあるか、ニーズに変化はないか、他の実施主体との役割分担は適正か）
- ・ 有効性（事業効果は顕著に出ているか、目的達成のための優先度は高く有効か、指標の進捗にどの程度寄与したか、事業が目指している状態に近づいたか）
- ・ 効率性（費用対効果は適正か、他事業との連携・統廃合はできないか、受益者負担は適正か）

(3) 施策の再構築等

施策の再構築にあたり、各事業が真に県民ニーズに基づくものかどうか、本来県が行うべきものかどうか、目的及び達成目標が明確になっているかどうか、合理的な根拠によるものか等についてE B P M（証拠に基づく政策立案）の手法も活用するなどにより、十分な検討を行うこと。

特に、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること。その場合、原則として、3年以内とすること。

(4) 部局間の連携・調整、重複事業の一元化

複数の部局にまたがる政策課題については、各部局が主体的に当事者意識を持って取り組みつつ、体系的な予算を編成する観点から、政策主幹等が必ず、事前に関係部局間で十分に調整して、重複事業を排除し、一元化を図ること。

また、部局横断的に取り組む施策についても、他部局事業への参加、共同開催等（タイアップ方式）や、他の政策目的にも貢献する（一石二鳥方式）効果的な施策の実施を推進するなど、政策主幹等が中心となって、積極的な部局間連携を図ること。

(5) 役割分担の明確化

国、県、市町、関係団体及び住民のそれぞれが果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

なお、市町等の財政負担の変更を伴う事業は、あらかじめ市町等と十分な協議を行い、事前の調整措置を講じること。

(6) アウトソーシングの推進

民間に任せることにより、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な分野については、アウトソーシングを積極的に検討すること。

3. 行政経費の削減、事務の効率化の徹底（デジタル化の推進による事務の効率化）

モバイルパソコンを活用したモバイルワークやペーパーレス会議・協議を実施するほか、オンライン会議サービス、RPA・AI-OCR、会議録作成支援システム等の活用、電子決裁や電子申請届出システム等による行政手続の見直しとオンライン化を推進することで、業務の一層の効率化を図り、旅費、需用費等の事務的経費の節減に努めること。

4. 後年度負担の把握等

計画的な財政運営を確保するため、各種事業について、常に後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討を行うこと。

また、事業化に当たっては、後年度負担の軽減を図るため、常に財源の最も効果的な活用が図られるよう配慮すること。

なお、外郭団体等について、常に債務等の状況を把握し、後年度、多大な財政負担をもたらすことのないよう留意すること。

5. 予算調整範囲の重点化と各部局の主体性を活かした予算編成等の実施

- (1) 各部局が以下の点に留意し、主体性と責任を持つ現場重視、決算（成果）重視の予算編成を行うこと。
 - ・各部局ごとに一般財源の配分（全庁的な調整が必要な事項を除く。）を行うため、その範囲内で各部局の権限と責任を持った予算編成を行うこと。
 - ・事業費の一律削減は厳に慎み、重点推進事業等も含めて、施策全般を総合的に勘案のうえ、各部局の自主的・主体的な判断・考え方に基づく見直しを徹底すること。
 - ・県民ニーズを的確に把握した上で、事業の優先順位を見極め、メリハリの効いた予算編成を行うこと。
 - ・政策調整監・政策主幹等において調整機能を十分に発揮し、各部局自らが真に必要な施策への重点化を行うこと。
 - ・広告事業の実施により得られる収入は、原則として各部局の財源とすることも踏まえ、各部局において、主体的に歳入確保に努めること。
- (2) 令和5年度当初予算編成では、行財政改革の一層の推進のため、また、全庁的に人口減少・活力向上対策に取り組む観点等から、部局調整経費であっても、予算調整段階において、必要に応じて全庁的調整を行う。

6. 事業の目標設定と県民への説明

総合計画などの各種計画で示した指標なども踏まえ、事業の目標を明確にするとともに、予算編成作業の透明性の向上、積極的な情報提供の観点から、各部局からの要求状況を公表する。

7. 県民からの意見、議会審議等の反映

県民からの意見・要望、議会での審議、採択された請願・陳情、市町等からの要望事項、監査の指摘事項等を的確に把握し、必要性、緊急性、優先度等を各部局で十分検討し、対処すること。

なお、制度改正は、事前に、経済界、各種団体や県民に十分に説明し、理解と協力を得ること。

8. 年間総合予算

令和5年度当初予算は、当該年度中に見込まれる財政需要のすべてを当初予算に計上する年間総合予算として編成し、年度途中における補正は、当初予算成立後の制度改正や災害など、特別の理由がある場合を除き行わない。

9. 予算要求方式と見積り枠

令和5年度の予算要求は、次の区分により見積額を調整する。

【令和5年度当初予算の要求枠等】

経費区分	要求枠等	
○全庁的調整経費（全庁的な調整が必要と認められる事業経費）		
○重点推進事業費	○新型コロナウイルス感染症対策や原油・物価高騰対策をはじめ、「人生100年時代のフロンティア県」の実現に向けて、「県民100万人計画」、「デジタル田園都市100計画」、「にぎわい100計画」として重点的に対応する事業、新型コロナウイルス感染症関連事業で、別途協議の上、定めるものの年間所要額	
○政策的経費		
○政策的経費A	○将来の県勢発展と県民福祉の向上を図る事業で、別途協議の上、定めるものの年間所要額（政策的経費Bを除く）	
○政策的経費B	○将来の県勢発展と県民福祉の向上を図る事業で、令和4年度当初予算額の一般財源の範囲内で別途協議の上、定めるものの年間所要額	
○義務的経費 〔人件費、扶助費 公債費〕	○年間所要額	
○準義務的経費	○规则的に金額が確定する繰出金や税込関連交付金等制度的に事業費が定まるもの等の年間所要額	
○普通建設事業費		
○普通建設事業費（公共）・国直轄事業負担金	○令和5年度の国の認証等見込額の範囲内	
○普通建設事業費（補助）		
○普通建設事業費（単独）	○令和4年度当初予算額と同額	
○災害復旧事業費等	○年間所要額	
○部局調整経費（各部局が主体性と責任を持って調整を行う事業経費）		
○経常的管理経費	○令和4年度当初予算額の一般財源の範囲内	相互に弾力的調整が可能
○一般歳出	○令和4年度当初予算額の一般財源の90%の範囲内	

10. その他

国の予算編成や地方財政対策の動向等によっては、必要に応じ、上記シーリング率を含め、予算編成作業の弾力的対応を行う場合もあり得るので留意すること。

Ⅲ 歳入に関する事項

1. 県 税

課税客体等の的確な把握はもとより、キャッシュレス決済導入等による納税環境の整備、滞納整理の強化等により、徴収率の向上、未収金の解消に努め、より一層の収入確保に努めること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う影響や税制改正による影響分を勘案し、収入額を見積ること。

2. 国庫支出金等

国庫支出金については、制度の見直しなどの動向を十分に注視するとともに、関係省庁の事業計画等を十分に調査検討して、補助基本額、補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額で積算し、過大見積りや、年度途中における大幅な補正要因が生じないように留意すること。また、その積極的活用を検討すること。

超過負担は、実態をよく把握し、国に対し是正を働きかけるなど、その解消に努めること。

なお、国庫支出金等を会計年度任用職員の給与費等に充当できる場合は、補助金等の交付申請に当たって、補助対象となる経費を全額申請することに遺漏がないよう留意すること。

また、活用可能な外部資金の確保に努めること。

3. 分担金及び負担金

事業の内容、受益の度合い、社会経済情勢等を総合的に勘案して適正に見積り、均衡を失するものは負担の適正化を図ること。

4. 財産収入

次に掲げる事項に十分留意して総点検を行い、収入の確保を図ること。

- ① 利活用が困難な土地・建物、廃道敷、廃川敷等の遊休財産及び不用物品については、適正な価格による処分を積極的に推進すること。
- ② 工場用地や流通業務用地等として取得造成した土地については、積極的に企業立地の促進を図ること。

- ③ 県が保有する土地・建物のうち、有効利用されていないものや保有する必要性のないものは、適正な価格により積極的に売却を進めること。処分等に一定の期間を要する土地は、暫定的な貸付など、有効活用を図り、維持管理費等の負担の軽減を図ること。

なお、未利用地の利活用、処分に当たっては、他の県有地等との調整が必要となる場合もあることから、事前に財産経営課と協議すること。

- ④ 生産物売払収入は、時価を基準として年間収入額を見積ること。
- ⑤ 利子収入は、過大な見積りを行うことにより、結果として一般財源の振替が行われることのないようにすること。

5. 使用料、手数料

県民負担の適正化、公平化を図るために、原則としてすべて見直しの対象とし、

- ① 当該収入を充てて執行する行政経費と収入額が著しく均衡を失しているもの
- ② 現在の社会経済情勢にふさわしくないほど低廉なもの
- ③ 国及び他県の例あるいは類似のケースとの負担の均衡が保たれていないもの
- ④ 地方交付税における積算単価に比べ著しくかい離しているもの

等について、改定の方角で検討すること。

特に、現在徴収していないものであっても、受益に応じた負担の公平という観点から、新たに徴収すべきものは、積極的に見直しを行うこと。合わせて減免基準の見直しについても検討すること。

6. 受託事業

受託事業の性格、受託の事務量と処理能力の兼ね合い等により受託の適否を判断するとともに、受託収入額も、直接事業執行のため支出する経費のみならず、原則として、事業の従事する人件費、関連事務費等を含めた適正な額を確保すること。

7. 県債

持続可能な財政運営を進めるため、元金プライマリーバランスや県債残高、年度間の公債費の平準化に留意しつつ、県債発行を行うこと。

8. 広告事業

新たな財源確保を図る観点から、各部局において、広告事業の積極的な活用を検討すること。なお、広告事業により得られる収入は、各部局の財源とする。（ネーミングライツは1/2を各部局の財源とする。）

9. 貸付金の回収

県債の発行により将来の財政負担を増やすより、貸しているものを回収することを優先すべきとの考え方の下、積極的に貸付金の回収に努めること。

10. 税外未収金の回収

税外未収金の回収については、税務課に税外未収金を総括的に管理するグループを設置し、債権の管理・回収の統一的なルールを定めた「税外未収金管理業務指針」等に基づき、徴収確保を推進しているところであり、指針に基づいた統一的な手法により、引き続き、債権の回収に積極的に取り組むこと。

IV 歳出に関する事項

1. 給与費

給与費の見積りは、別に定める「令和5年度予算積算単価表」に基づき、年間所要額を見積ること。

ただし、会計年度任用職員に係る給与費等については、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づいた積算方法を関係課より示すので、的確に所要額を見積ること。

2. 扶助費

国における制度の見直し状況や施策の動向、施策対象の傾向等を十分調査の上、的確な見積りを行い、不用額を生じないようにすること。

3. 国庫補助負担事業

事業実施に当たっては、その必要性、緊急性、効果、県の財政負担等を総合的に検討し、主体的かつ重点的な事業選択を一層徹底すること。

また、国庫補助負担金等が廃止・縮減されたものについての県費振替は、原則として措置しないので、当該事業の廃止・縮減を行うこと。

4. 補助金

(1) 補助金の見直し

社会経済情勢の変化、公的部門と民間、県と市町の役割分担のあり方等を考慮し、次の観点から、すべての補助金について事業内容・効果等を精査し、必要な見直しを行うこと。

- ① 補助の目的が概ね達成されたと認められるもの等の廃止
- ② 県の関与の必要性が低下したもの等の縮減又は負担割合の適正化
- ③ 融資措置など他の措置により補助目的の達成ができるもの等の代替・移行措置の実施
- ④ 補助目的が同一又は類似のもの等の統合・メニュー化
- ⑤ 高率補助及び県単独の継ぎ足し・上乗せ補助を行っている場合の補助率の引下げ、廃止の方向での見直し及び終期設定
- ⑥ 剰余金が生じている団体等に対する運営費補助金等の廃止・休止・縮減
- ⑦ 奨励的補助金の終期設定、5年以上継続しているもの等の廃止

(2) 補助金の新設

補助金の新設に当たっては、次の観点到留意のうえ、十分な検討を徹底すること。

- ① 一般財源の増加を伴う新規の県単独補助金は、措置しないこと。
- ② やむを得ず補助金を新設する場合は、スクラップ・アンド・ビルドと終期設定を徹底すること。
- ③ 国庫補助事業は、県の単独継ぎ足し、上乗せ補助を措置しないこと。

5. 負担金

- ① 各種団体等への負担金については、従来の実績にとらわれることなく、その目的、必要性及び費用負担のあり方について見直しを行い、既に目的を達成したもの、効果の乏しいものは廃止するとともに、継続を必要とするものについても、縮減を積極的に進めること。
- ② 各種団体等に対して、法令外分担金の縮減等に向けた協力要請を行うこと。

6. 投資的経費

- ① 公共事業は、投資効果、大規模プロジェクト等の施策との関連など、必要性和優先順位について総合的に考慮し、県土の均衡ある発展という観点を踏まえた上で、国の対策にも適切に対応しつつ、計画的かつ効果的な投資が行われるよう努めること。
- ② 国直轄事業負担金は、県財政に過度の負担とならないよう、国との事前協議を徹底するとともに、国の動向等を注視し、予算に的確に反映すること。
- ③ 単独事業は、投資効果や緊急性、公共事業との関連等その必要性について十分検討の上、施策の選択による重点化を図ること。
なお、本来、補助事業として計画されるべき事業が単独事業により実施されることのないよう、長期的視点に立って財源の効率的活用と計画的な事業の推進に努めること。
- ④ 普通建設事業は、費用対効果等を明らかにすることにより、具体的に施策の必要性を示すこと。
- ⑤ 公共工事等の施工に当たっては、事業の選択と重点化を徹底し、早期に事業効果が発現するよう努めること。
- ⑥ 公共工事のコストは、品質の確保に留意しつつ、これまでの「コスト縮減」の各種取組みを継続して実施すること。
- ⑦ 災害復旧事業は、過年発生災害分は、国の認証見込額により、また、現年発生災害分は、予算課と協議の上、見積ること。
- ⑧ 公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化に努めること。なお、施設の更新に当たっては、統廃合や集約化、規模の縮小などを含め、施設のあり方について、あらかじめ十分に検討を行うこと。
- ⑨ 公共施設の改修や設備の更新等に当たっては、計画・設計段階から、中長期的な視点を持って省エネ効果や光熱水費等の節減効果の検証を行い、環境負荷の低減と省エネルギー化を図ること。

7. 経常的経費

- ① 財政健全化を推進する観点から、経費全般について徹底したより一層の節減合理化に努めるとともに、アウトソーシングが可能なものは、積極的に進めること。また、県自らが率先して環境に配慮した活動を行う必要があるため、「かがわエコオフィス計画」において削減対象としている項目に係る経費は、この計画の基本的考え方に沿って、引き続き、省資源・省エネルギーの観点から一層の削減に努めること。

- ② 各種施設は、運営責任の明確化と経営の効率化を促進するため、施設ごとの経営状況、利用状況を明らかにし、利用率の目標設定や受益者負担の適正化を図ること。

また、施設の管理運営経費について、各種設備・機器等の保守点検に係る業務委託等に際しては、前例を踏襲することなく、コスト意識や経営感覚を持って、安易に単独随意契約によることなく、入札等競争原理の徹底などにより、維持管理経費の抑制を図り、効率的な運営に努めること。

一方、施設の清掃等の業務を委託する場合には、合理的な理由に基づかない積算により事業者負担を強いることがないように、関係課が示す積算基準や県内最低賃金の推移を踏まえ、適正な経費を見積ること。

なお、指定管理者制度を導入した公の施設は、県民サービスの向上と経費の縮減等を図る観点から、制度導入の効果を十分に検証すること。

- ③ 情報システムは、県民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止・統合を含め抜本的に見直し、効率的なシステム運用を行うこと。

その経費の見積りについては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努め、システム構築は、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

なお、100万円以上のシステムの開発、運用等業務委託又はシステム機器調達に係る予算要求は、「情報システム等審査委員会」の事前審査を経て行うこと。

8. その他

- ① 刊行物等の制作は、市町等との共同発行など工夫に努め、真に必要なものに限ることとし、事務用消耗品の購入や通信運搬費等の事務的経費も、引き続き、節減に努めること。
- ② 需用費のうち食糧費は、「食糧費の執行について（通知）」（平成7年10月30日付け7財B第148号総務部長通知）に基づき、引き続き、適正に見積ること。
- ③ 旅費は、適正な執行になお一層留意するとともに、執行状況を踏まえ、適切に見積ること。
- ④ 高額備品の導入に当たっては、取得費用だけでなく、ライフサイクルコストの抑制策や、購入、借入、業務委託なども含め導入手法を十分検討し、経費の節減に努めること。
- ⑤ DVD等の映像作品等の作成に当たっては、その作成目的に資する活用方法や費用対効果等を十分検討の上、著作権等の権利関係に留意しつつも

安易な発注は慎み、所要額を適切に見積ること。

- ⑥ ホームページの作成は、原則として行政情報提供システムによるものとし、システム上の制約から外部サーバーへ移行するものを含めて、業務委託による場合はその必要性を検証すること。

V 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、将来の支出が予定されるものについて適切に設定すること。

後年度の財政負担を義務付けることになるため、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意し、財政運営を圧迫する要因とならないよう、その対象事業及び限度額について十分精査すること。

特に、債務負担行為の設定に当たっては、「債務負担行為（債務保証）調」を提出すること。

VI 特別会計及び企業会計等に関すること

特別会計及び企業会計への繰出金、財団等への出資金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、さらに抑制を図る必要があることから、事業内容を十分に検討し、必要な見直しを行うとともに、次の点に留意すること。特に、特別会計や企業会計の財源不足額について、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、会計内での調整を基本とし、会計の健全かつ安定的運営に努めること。

1. 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間必要額を見積ること。特に、貸付事業は、過去の貸付金の回収において滞納が生じないよう特段の努力を払うこと。
2. 企業会計は、一般会計との間の経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化・効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。
3. 決算において損失が継続的に生じるなど経営状態の厳しい会計は、経営健全化対策を踏まえ、予算見積りを行うこと。

4. 外郭団体は、自ら経営の合理化に努め、長期的見通しの下に健全経営を行うとともに、県においても、団体そのものの必要性やメリットを検証し、廃止・統合を進めるほか、経営責任の明確化、事業運営の効率化、経営の自立性の確保など抜本的な改革を進めること。

また、県から補助金等が支出されている場合は、事業の必要性のみならず、適正な人員配置で執行されているのか等を検証し、県予算の要求を行うこと。

さらに、基本財産の活用等についても、検討すること。

5. 県が出資している財団・基金等についても良好な資産運用に努めるとともに、令和5年度の事業計画の作成に当たっては、県の施策・予算との関連に十分留意し、長期的見通しの下に事業の効果、妥当性等について十分検討を行うなど、事務事業の整理合理化、経費の節減、基本財産のあり方や自主財源の強化など、徹底した経営の見直しに取り組み、社会経済情勢の推移に即応した適切な対応がなされるよう十分指導すること。

また、今後、財団の廃止など見直しが行われる団体は、その見直し内容を踏まえた県予算の要求を行うこと。

6. 上記団体のうち、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の対象となる法人は、その内容に沿って、適切な事業運営及び財務管理が行われるよう、十分指導すること。

7. 地方公共団体の財政健全化法の健全化判断比率は、特別会計、企業会計のほか、公社や第三セクター等を含む範囲を対象として算定することから、それらの財政状況や債務保証のあり方等について、十分留意すること。

VII その他

1. 関係課との連絡協議

次の事務事業等については、必ずそれぞれの関係課へあらかじめ連絡し、また、事前に十分協議を経た上で予算計上するなど、事業執行段階において支障が生じることのないよう留意すること。

① 情報システムの開発や情報機器の導入など情報化に関する事業

情報システム課

② 会計年度任用職員等非常勤職員の雇用、県に事務局を置く任意団体（実

行委員会など) の設置 人事・行革課

③ 各種施設の建設、建物の増改築及び修繕 営繕課

④ 建物の新增築等、県有地の取得及び処分等、施設の移転による既存施設の利活用 財産経営課

2. 積算単価

予算見積書の積算は、原則として「令和5年度予算積算単価表」によること。

定めのないものは、適正な価格により積算し、見積書、その他評価見積りの根拠となる資料など必要な資料を用意すること。

3. 予算外議案の取扱い

予算外議案も、予算編成と並行して諸準備を進めること。

なお、提出日は別途通知する。

4. 予算編成日程等

予算編成方針の通知		1 1月 24日 (木)
予算見積書、各関係資料の提出		1 2月 7日 (水)
予算調整 日 程	予算課長調整	1 2月中旬～1月上旬
	政策部長調整	1 2月下旬～1月中旬
	知事調整	1 月下旬～2月上旬
	記者発表	2月中旬